

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【公表番号】特表2009-530464(P2009-530464A)

【公表日】平成21年8月27日(2009.8.27)

【年通号数】公開・登録公報2009-034

【出願番号】特願2009-500868(P2009-500868)

【国際特許分類】

C 0 9 J 201/00 (2006.01)

C 0 9 J 11/00 (2006.01)

C 0 9 J 133/00 (2006.01)

C 0 9 J 11/06 (2006.01)

C 0 9 J 7/02 (2006.01)

C 0 9 K 11/56 (2006.01)

C 0 9 K 11/00 (2006.01)

【 F I 】

C 0 9 J 201/00

C 0 9 J 11/00

C 0 9 J 133/00

C 0 9 J 11/06

C 0 9 J 7/02 Z

C 0 9 K 11/56 C P C

C 0 9 K 11/00 F

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年11月28日(2012.11.28)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

従って感圧接着剤は例えば照明フィルムのための種々の機能を提供することができ、すなわち接着力及び凝集強度をベースとする凝集性、光を放出する能力及び2つの導伝性層の間に誘電体を調製することができる。このような照明フィルムの構造は、分かれた発光層、分かれた誘電体及びこれら各層をそれぞれ接合するための接合剤を必要とする慣用の照明フィルムに比較して簡略化することができる。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

エレクトロルミネセント添加物が混入される感圧接着剤（以下、“基本感圧接着剤”とも称する）としては、（後の用途分野の関係で有利に）原則としてあらゆる感圧接着剤を選択することができる。特に疎水性及び/又は非極性を有する感圧接着剤を選択するのが有利である。例えばポリアクリレートベースとする感圧接着剤（この場合、この明細書においてはポリアクリレートベースとする接着剤も包含する）、ポリシロキサンをベースとする感圧接着剤、天然又は合成ゴムをベースとする感圧接着剤及び/又はポリウレタ

ンをベースとする感圧接着剤が例示できるが、これらに制限されない。非常に適する感圧接着剤はブロックコポリマーをベースとするもの、例えばアクリレートブロックコポリマー感圧接着剤及び／又はスチレンブロックコポリマー感圧接着剤がある。